

みやざき文化振興計画の改定について

1 改定の趣旨

本県の文化振興については、令和5年6月に策定した「みやざき文化振興計画」に基づき取り組んでいるところ。この計画の期間が令和8年度までとなっていることから、これまでの施策の成果や課題、県内の状況の変化等を踏まえ、計画の改定を行う。

2 計画期間

令和9年度から12年度までの4年間

3 計画の位置付け

今後の県の文化振興に関する基本的な方向性を定め、それらを実現するために県が行う具体的な施策を明らかにした文化に関する県政運営の具体的な計画であるとともに、県民全体で共有していくもの。

- (1) 宮崎文化振興条例第9条第1項に規定する基本計画
- (2) 宮崎県総合計画を上位計画とする部門別計画
- (3) 文化芸術基本法第7条の2に規定する地方文化芸術推進計画
- (4) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条に規定する地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画

4 スケジュール

令和8年	8月	みやざきの文化を考える懇談会（第1回）
	11月	県議会への報告（骨子案）
	12月	みやざきの文化を考える懇談会（第2回）
令和9年	3月	県議会への報告（素案）
		パブリックコメントの実施
	5月	みやざきの文化を考える懇談会（第3回）
	6月	県議会への報告（最終案）
		みやざき文化振興計画の改定、公表